



東洋記事

ル 5  
3561  
2



門 九 五  
號 3561  
卷 2

東洋記事

東洋記事

東洋記事卷之二

香港記事

三笑文社

石橋雨窓  
立 知 靜

譯

香港島ハ廣東ノ川口ニ有テ北緯二十二度九分ヨリ二十二度二十一分東徑百十四度零八秒ノ間ニアリ其海路周圍ハ二千六百八十五里ニシテ陸地長九里中四里余ナリ陸地ハ殊ノ外山岳多シ此島ハ元來明ノ世ニハタント云フ者ノ眷族ノ所領タリ後カンヂト云者ノ命ニ依リ此島ノ土民ヲ放

東洋記事 卷之二

逐シ一度無人トナリテ領主タル者モナカリシ然  
 ルニ後來國帝ノ差圖ニテ再ビ人民ヲ置キ開拓ヲ  
 始メ地券ヲ渡シタリ今ニ其節ノ書付類モ殘レリ  
 ト云フ其或ハ  
 此島數百年ノ間人負モ少ク土人モ重モ漁業ヲ以  
 テ活計ヲ立テ後來追々農桑モ開ケ米穀其他野菜  
 ノ類産出スル一二至レリ阿片撥動ノ砌英船多ク  
 此島ニ來リ家屋モ取立タリ千八百四十一年第一  
 月支那ト英國ノ兩全權會議アリテ兩國ノ管轄夕  
 ルベキ旨約定シタリ千八百四十二年南京條約ニ

依テ始テ香港島ハ全ク英國ノ所領トナレリ  
 千八百四十一年頃ハ歐羅巴人ノ居住甚ダ少ク然  
 ルニ數年ヲ過ギズ今其繁昌ナル一諸人皆驚クバ  
 カリナリ  
 修船場ニヶ所アリ  
 其一 長サ三十五丈巾八丈滿潮ノ節ハ水ノ深サ  
 一丈八尺五寸于潮ノ節ハ同ク一丈六尺  
 其二 長サ四十丈巾九丈滿潮ノ節ハ水ノ深サ二  
 丈四尺五寸于潮ノ節ハ同ク二丈一尺五寸  
 右ノ外當時修造中ノ修船場猶一ヶ所アリ

千八百四十一年ノ人別ハ七千四百五十人ナリ  
 追々増加シ千八百六十二年ニ八十二萬三千五  
 百十一人アリ又千八百六十五年ニハ歐羅巴亞米  
 利加人二千零三十四人印度人等千六百四十五人  
 アリエン人百五十人支那人陸住居ノ分九萬二千  
 零十人同船住居ノ分二萬八千八百八十五人無宿  
 罪人二千七百八十人都合十二萬五千五百零四人  
 ナリ  
 旅店數多アリホテル、テ、ユ、ト、ロツプ、ト唱フヲ最モ  
 好シトス

家賃ハ格外高價ナリ英國ニテ一ケ年三十五ポ  
 ンド又ハ四十ポンド程ノ家屋ヲ一ケ月平均六十  
 ルヲ減ジテハ借受ケガタシ又英國ニテ一ケ  
 年九十八ポントノ借家此島ニテハ一ケ月四十五  
 ドルヲ減ジテハ賃借ムガタシ凡四間四方ノ  
 平家一ケ月ノ賃銀二十五ドルナルナリ  
 當所ニテ土人ヲ雇フ凡ノ給料  
 小使一人一ケ月八ドル  
 抱人足同 七ドル  
 料理人同 八ドルヨリ十ドル迄

下女同 同

駕ノ者同 六ドルヲルヨリセドルヲル

出入人足同 一ドルヲル

召使フ支那人買物等ニ使役スルニ當リ不直ナル

コト最甚ダシ能ク注意スベシ

肉類ノ價牛ハ一斤ニ付十<sup>ホント</sup>セント 豚肉ハ同二十

四セント 綿羊ノ肉ハ此島ニテハ最高直ニテ一斤

四十二セントニ下ラス 鵝ノ類ハ一斤十四セント

ヨリ十六セントナリ

當港收納金高

千八百六十年

九萬四千百八十二ポント

千八百六十一年

十二萬七千二百四十一ポント

千八百六十二年

十三萬千五百十二ポント

千八百六十三年

十二萬零々二十八ポント

千八百六十四年

十三萬二千八百八十四ポント

當港入費高

千八百六十年  
 七萬二千三百九十ポント  
 千八百六十一年  
 十萬九千六百三十二ポント  
 千八百六十二年  
 十二萬二千二百二十三ポント  
 千八百六十三年  
 十二萬千八百八十八ポント  
 千八百六十四年

二十五萬九千零二十二ポント

常例設備スル所ノ兵隊ハ歐羅巴人一レジメント  
 印度及ビシンガリース人一レジメント大砲半バ  
 ヲテレ一海軍ハ三艘備大艦一艘其旗章アリ兼組  
 并古製大軍艦一艘形三艘ゴソボト  
 同五六艘アリ且此外注進船三艘アリ水師提督ハ  
 時トシテ巡見アリ抑當港ハ無税ノ港ニテ商賣物  
 ヲ貯藏スルニ尤便利トス故ニ輸入ノ品物ヲ島中  
 ニテ賣捌クハ多カラズトス多分ハ他港ニ再ビ輸  
 出ヒリ其品々ノ内阿片、砂糖、麥粉、綿、茶、米、木綿、糸、ビ

毛織物、絹、油等ヲ重モニ取扱ヒ其外堅質ノ石アリ  
テ多ク輸出セリ

香港一名ウイクトリヤノ港規則

第一條

英國女王殿下ノ全權チヤルレスエルリヲツトノ  
手ニテ千八百四十一年第四月三十日ニ布告セル  
港規則ハ今ヨリ廢止スベシ

第二條

商船ノ船司ハウイクトリヤ港ニ入津ノ節船ノ番

數ヲ記ルス旗ヲ引揚グベシ但シ其船入津ノ事ヲ  
港預リ役人ノ役所ニ届クル迄ハ其旗ヲ引揚ゲ置  
クベシ

第三條

船司其港内ニ到着ノ後二十四時ノ内ニ其船入津  
ノ事ヲ港預リ役人ノ役所ニ届クベシ英國船又ハ  
在留ノコンシユルナキ國ノ船ハ其船ノ書類則旅客  
ノ姓名船目錄及ビ入用ノ節ハ積荷目錄ノ寫ヲモ  
港預リ役人ノ役所ニ預ケ右寫ハ真ヲ證スベシ  
コンシユルノ在留スル外國ノ船ハ其船司ヨリ右書

類ヲ其コシユルニ預ケ置クベシ船司右ヲ怠ル時  
ハ二百ドルラルニ越ヘガル過料ヲ差出スベシ

第四條

船司或ハ一等ノ按針役又ハ並ノ按針役其職任ニ  
當ル證書ヲ所持セザレバ港預リ役人其者ノ姓名  
ヲ船目錄ニ書記セザルベシ

第五條

士官水夫又ハ其他ノ者港内碇泊ノ商船ニ稼ギノ  
為メ乘リ込ムヲ禁制タリ尤港預リ役人ノシツピ  
ンクヲフリース積入方ヲニ於テハ雇ハルミコト  
取扱役所

勝手タルベシ

第六條

商船碇泊中其船中ニテ水夫船客又ハ其他ノ者死  
去スルカ又ハ水夫ノ内亡命スル者アル時ハ其船  
ノ船司直子ニ其事ヲ港預リ役人ニ書面訴ヘ出ツ  
ベシ船司右届ケ方ヲ怠ル都度二十五ドルラルニ  
越ヘガル過料ヲ差出スベシ

第七條

船司其船乗組ノ水夫ヲ港預リ役人或ハ其事ニ任  
ゼラレタル他ノ人ノ證書ナク無理ニ暇ヲ遣シ又



ハ氣マ、ニ其土地ニ残シ置クベカラズ其人二十  
 五ドルラルニ越ヘザル過料ヲ取立テ至當ト思ヘ  
 バ夫レヲ拒ミ又ハ許ス權アルベシ且水夫業リ込  
 ハベキ船出帆ノ後彼レノ氣マ、ニテ當地ニ残ル  
 一アラバ其水夫ハ海軍裁判人ノ裁判ニ任セ二十  
 五ドルラルニ越ヘザル過料ヲ取立ルカ又ハ一ヶ  
 月ニ過キザル日數ノ間入牢セシムベシ

第八條

港内ニ来着スル商船ノ船司港預リ役人又ハ其為  
 メ船中ニ遣ル人ニテ指示スル繋リ場ニ碇泊スベ

シ余儀ナキ時ノ外ハ港預リ役人ノ免許ナク繋リ  
 場ヲ替ルベカラズ右ヲ犯ス者ハ百ドルラルニ越  
 ヘザル過料ヲ差出スベシ尤右過料ハ港預リ役人  
 ニテ取極ムベシ港預リ役人ニテ差圖スルトキハ  
 新規ノ繋リ場ニ其船ヲ移スベシ但シ港預リ役人  
 又ハ船中ニ遣ハス其代人ヨリ繋リ替ノ告知ヲ得  
 シ後元ノ場所ニ碇泊スル時ハ一字毎ニ二十ドル  
 ラルニ越ヘザル過料ヲ取立ツベシ

第九條

高船ノ船司直チニ桁ヲ下シ碇綱ヲ用意シ繋リ場

ヲ替ルベシ又港預リ役人至當ト思ヒ下ス所ノ命ニ從フベシ若シ船司以規則ヲ守ラズ又ハ怠タルトキハ二百ドルラルニ越ヘザル過料ヲ差出スベシ

第十條

船司開帆セントスルトキハ出帆時刻二十四時前藍色ノ旗ヲ引揚ゲ其事ヲ港預リ役人ニ届クベシ其人出港免狀ヲ渡シ入用ノ節ハ積荷目錄ニ奥書スベシ其免狀ヲ受ケ其後三十六時ノ内ニ出帆セザルトキハ出帆セザル次第ヲ港預リ役人ニ届ケ

要用ノ時ハ船目錄ヲ再ビ預ルベシ

第十一條

當港ニ來着スル商船ノ船司火藥二百斤<sup>ポト</sup>餘ヲ積ミ來ルトキハ直チニ其事ヲ港預リ役人ニ届クベシ若シ急ルトキハ一字毎二十ドルラルニ越ヘザル過料ヲ差出スベシ且港預リ役人ヨリ沙汰アラバ速カニ火藥ヲ陸揚シ右役人ニテ許ス相當ノ場所ニ收メ置クベシ

第十二條

死骸ヲ船中ヨリ當港内ニ捨ツルベカラズ若シ捨

ツルトキハ船司ヨリ二百ドルラルニ越へザル過料ヲ差出スベシ且石或ハ他ノ輕荷ヲ港内ニ捨ツベカラズ若シ捨ツルニアラバ其船司ヨリ百ドルラルニ越へザル過料ヲ差出スベシ

第十三條

此規則中二十條二十一條ニ記載スルコトヲ除ク外或ハ港預リ役人ノ免許ノ外大砲小銃又ハ火器ハ都テ商船又ハ小舟ヨリ港内ニ卸スベカラズ其レヲ犯ス者ハ二百ドルラルニ越へザル過料ヲ取立ツベシ

第十四條

免許ヲ受ケシ小舟ハ日没ヨリ拂曉迄ノ間ハ挑灯ノ縁ニ免許ノ番數ヲ附ケ暗キ所ニ用ユベシ若シ小舟預リノ者船賃餘カヲ求メ取リ又ハ船客ニ對シ無禮ノ語ヲ用ヒ又ハ光リヲ照ラスヲ怠リ又ハ仔細モナク定價ノ船賃ニテ船客ヲ乗スルヲ拒ムトキハ其レヲ犯セル者又ハ其者居合セザルトキハ小舟ノ免許ヲ渡セシ者二十五ドルラルニ越へザル過料ヲ差出スベシ自分用ノ船ノ有無ニ拘ハラズ小舟ハ悉クホリスホード取締役ニテ

差留メ吟味スベシ若シ小舟ヲ預ル者ホリースホ  
ドニテ呼カケシトキ其舟ヲ留メズ又ハ役目ニ  
テ其舟ニ乗込ミシ士官其他ノ者ニ對シ無禮ノ語  
ヲ用ユルトキハ其者ヲ裁判人ノ前ニ連レ出ス迄ハ  
取押ヘ置クベシ但シ裁判ノ上二十五ドルヲルニ  
越ヘザル過料ヲ取立ツベシ

第十五條

當港ニ來着スル何レノ國ノ軍艦ノ指揮官又ハ商  
船ノ船司其船中ニ危瘡其他傳染病ヲ煩フモノ有  
ルトキハ其事ヲ示ス為メ旗ヲ引揚ゲ港預リ役人

ヨリ免許アル迄ハ他ノ船及小舟又ハ陸ト通信ス  
ベカラズ且其船ニ尋問トシテ士官船ニ近寄ル  
用心スル様ニ傳染病アルヲ告グベシ若シ犯ス  
トキハ其都度二百ドルヲ越ヘザル過料ヲ差  
出スヘシ

第十六條

軍艦ノ指揮官又ハ商船ノ船司船中ニ傳染病ヲ煩  
フ者アルトキハ其船ヲ港預リ役人ニテ指示ス場  
所ニ移スベシ且港預リ役人ニテ堅固狀ヲ渡ス迄  
ハ其所ニ繋リ船中ニ傳染病アルヲ示ス旗ヲ引

揚が置クベシ鎮台閣下ノ命ヲ受ケ其船ニ來訪ス  
ル當地ノ外科又ハ他ノ醫師ニ通行ノ便ヲ与ヘ且  
周旋スベシ右ヲ犯ストキハ其都度二百ドルラ  
ニ越ヘガル過料ヲ取立ツベシ

第十七條

公ケノ乗筋ハ川蒸氣等往返ノ為メニ浮キ印ヲ以  
テ示スベシ船又ハ小舟ハ惣テ右乗筋ノ内ニ破泊  
スベカラズ其内ニ破ヲ卸シ其他乗筋ヲ妨グル船  
或ハ小舟ノ司長ハ其都度五十ドルラレト此規則  
ニ依リ取立ツベキ他ノ過料トヲ差出スベシ當港

ニテ名籍ニ書載シタル小舟ハ海軍裁判人ノ決議  
次第其免狀ヲ取上ル外ニ右同様ノ過料ヲ取立ツ  
ベシ

第十八條

惣テ船ノ船司公ケノ印<sup>印</sup>ビ<sup>コ</sup>ン<sup>シ</sup>ノ<sup>淺</sup>瀨<sup>標</sup>或ハ浮キア  
ル所及ビ其網鎖又ハ他ノ道具等ニ突キ當リ損ズ  
ルトキハ裁判ノ上右修復料ノ外二十五ドルラ  
ニ越ヘガル過料ヲ取立ツベシ

第十九條

當港破泊ノ船又ハホルク<sup>ニ</sup>航海<sup>ニ</sup>便<sup>ナ</sup>ラズ<sup>港</sup>内<sup>ノ</sup>

船司日没ヨリ日出ル迄舵ノ表桁先ヨリ白燈ヲ照  
スベシ帆柱網具等ノ無キ船ハ能ク見ヘル所ニ燈  
ヲ照スベシ右ラ急ルトキハ百ドルラルニ越ヘガ  
ル過料ヲ取立ツベシ

第二十條

當港ニテ船中出火ノ節夜中燈三ツヲ極高キ帆柱  
ノ先ニ引揚ゲ桁ニ燈一ツヲ照ラシ十分ノ扶助ス  
ル者アル迄砲早打ニ連發スベシ昼ノ内ハマルリ  
アツトノ設タル規則二千百零四番ノ合番則本文  
合番ハ  
當時火事報ヲイニサイン、コニヲ、ドウント名ツクル

旗ヲ高キ帆柱ニ立テ夜中ノ如ク發砲スベシ

第二十一條

當港ニテ船中ニ騷動又ハ一揆起リ其船司或ハ上  
官右犯人ヲ海軍裁判人或ハ鎮台ノ前ニ連レ行ク  
事常ノ手續ニテ其レヲ鎮メルヲ出来セザルハ  
昼ノ内ハインサイン、ユニラント名ツクル  
旗ヲ桁ニ引揚ゲ且船中ニ一揆アルヲ示ス所ノ三  
千二百四十番ノ合圖旗ヲ極高キ帆柱又ハ其時機  
ニ依リ他ノ所ニ引揚ゲ置キ砲ハ二十條ニ載スル  
如ク發スベシ夜中ハ桁ニ燈三ツヲ引揚ケ帆柱

ノ先ニ燈一ツヲ照ラスベシ且前條ノ如ク發砲ス  
ベシ

第二十二條

ウイクトリヤ港墾及ビ破泊場ハ向後左ノ如ク定  
ムベシ

東ノ方ハ香港島ノ北ノ先ヨリ英國コウルーシノ

北東境迄引キタル線

西ノ方ハ香港ノ西ノ先ヨリキリオンアイランド

ノ西ノ方迄引キタル線ストーシコツトルスアイ

ランドノ西ノ先ニ續クベシ其所ヨリストーシコ

ツトルスアイランドノ北ノ先迄英國コウルーシ

ノ北西境ニ續クベシ

港ハ破泊場二ヶ所ニテ則北南ト分ツベシ

北ノ破泊場ハ香港ノ北ノ端ヲ以テ南ノ境トスベ

シ但シ東南ニ當ルコウルーシノ南ノ先ヲ込ムベ

シ

南ノ破泊場ハ東南ニ當ルケルレツアイランドヲ

以テ北ノ境トスベシ

第二十三條

港預リ役人港ノ北ノ方ニ船々破泊スルヲ年々

第六月一日ヨリ第十月十五日迄命スル權アルベシ  
 港ノ南方ニハ第十月十六日ヨリ第五月三十一  
 日迄破泊スベシ且船々荷物ヲ卸ス為メ港ノ南方  
 ニ破泊スルヲ港預リ役人右ニ云フ期限内時ヲ  
 極メ許ス權アルベシ

第二十四條

鎮台閣下追々軍艦破泊場ノ為メ港ノ重ナル部分  
 ヲ分配スル權アルベシ其内ニ商船又ハ小舟等都  
 テ其都度港預リ役人ヨリ別段ノ免許ヲ得ルニア  
 ラザレバ破泊スベカラズ

第二十五條

港預リ役人追々川蒸氣船ノ破泊場ヲ定メ此規則  
 ノ第二十二條及ビ二十三條ニ掲載スル主意ニ均  
 ハラズ同人ニテ兼諾スベキ永々ノ繋り場ヲ設ク  
 ル免許ヲ其蒸氣船ノ持主ニ与ユル權アルベシ併  
 シ川蒸氣船此規則ノ第十七條ニ載スル衆リ筋ノ  
 内ニ繋ギ又ハ破泊スベカラズ

第二十六條

當港又ハ他ノ港ニテ轉住スルモノ運送スル為メ  
 當港ニテ船支度スル船ノ船司ハ其事ヲ港預リ役



人ニ届出ベシ若シ届出ザルトキハ五百ドルラル  
ニ越ヘガル過料ヲ差出スベシ右船支度ハ吟味ス  
ル為メ何時ニテモ其船中ニ来ル任ヲ受タル士官  
ノ意ニ従フベシ右職ヲ奉スル港預リ役人ヲ支ユ  
ルモノハ五百ドルラルニ越ヘガル過料ヲ差出ス  
ベシ

第二十七條

此規則ノ寫ハ入津スル船ノ船司毎ニ渡スベシ出  
港免狀ヲ受取ル節右寫ヲ戻スコトヲ怠ルトキハ  
船司ヨリ一ドルラルヲ收ムベシ

第二十八條

此規則中ニ掲載スル各條背犯ニ付取立ツベキ過  
料以書ニ載セザル分ハ二十五ドルラルニ越ヘザ  
ル過料ヲ差出スベシ各條ノ内ヲ犯ス罪ハ惣テ吟  
味シ海軍裁判人ニテ又ハ其人ノ眼前ニテ裁判ス  
ベシ右裁判人ハ其罪人ヨリ出費差出方ヲ命ズル  
權アルミシ過料及ビ出費拂方ヲ怠ルニ於テハ犯  
人ノ品物ヲ取押ヘ賣捌キ右過料等ヲ取立ツベシ  
又ハ直チニ右犯人ヲ三ヶ月ニ越ヘガル日數ノ間  
獄ニ繋ギ置クベシ惣テ海軍裁判人ノ命令裁判ハ

千八百五十八年ノ第四号ノ規則書ニ載セル如ク  
大裁判所ニ持出ス理アルベシ

第二十九條

海軍裁判人病氣不在又ハ其他ノ事ニテ其職ニ在  
ラザルトキハ海軍裁判人勤方或ハステイペンジ  
エリーマシステレイト又ハ當港附ノ裁判人二名  
ニテ諸件ヲ裁判シ此規則ニ基ツキ過料ヲ取立ツ  
ベシ

支那諸港開港場於テ取上品ノ規則

第一則

支那諸港ニテ英國人民ニ屬スル船又ハ荷物ヲ運  
上所ニテ取押ユルトキハ其事ヲ遲滞ナク運上所  
司長ニ告知スベシ司長ニテ其事ヲ至當ト思フト  
キハ个様々々不正ノ事アリシ故船又ハ荷物ヲ取  
押ヘシ旨ヲ其船又ハ荷物ノ屬スルモノニ報知ス  
ベキヲ司長ヨリ運上所ノ外國長官ニ命スベシ且  
告知セシ日ヨリ六日目ノ登前迄ニ英國コンシ  
ヨリ其一件ヲ寫ト吟味スベキ旨ノ公然ノ書面ヲ

司長正差越サレバ右船又ハ荷物ハ取上ベシ  
 右不正ノ事アラザリシ旨ヲ陳述セシト欲セバ船  
 又ハ荷物ノ属マル英國人民六日ノ内ニ運上所長  
 官ニ直チニ訴訟スルコト勝手タルベシ其説明ヲ  
 了解スルトキハ司長右船又ハ荷物ヲ差許スベキ  
 ラ命スベシ然レドモ若シ被レ運上所ニ訴フトラ  
 好マザル歟又ハ其説明ヲ了解セシ後逆モ司長於  
 テ船又ハ荷物ヲ差許スコトヲ拒ムトキハ其國ノ  
 コンシユルニ訴訟シ得ベシ其コンシユル訴訟ノ庶々  
 ラ司長ニ告知スル為メ巨細ニ書送シ且運上所ニ

テ取上ルベキ證據ヲ公然ト吟味スル日ヲ司長ニ  
 テ期スベキヲ請フベシ

第二則

司長コンシユルヨリノ掛合ヲ得シ後運上所ニ於テ  
 コンシユルト面會スル日ヲ期スベシ而シテコンシ  
 ル其日ニ運上所ニ證人等ト一同出席スベキヲ其  
 商人ニ求ムベシ且コンシユル自ラ其日ニ運上所ニ  
 赴クベシ司長コンシユルト列空スベシ  
 運上所長官モ司長ニ助カスル為メ其席ニ列スヤ  
 シ右吟味ハ司長ニテ開クベシ司長船又ハ荷物ヲ

東洋通事 卷之二  
取押エシ運上所傭人ニ其模様ヲ申立サセシメ為メ  
其席ニ呼出シ證跡ニ依リ其者共ニ詰問スベシ右  
商人其證跡ヲ打消ス事ニ付申立ル事アラバ彼レ  
其事ヲコンシユルニ申立ツベシ  
コンシユルニテ右商人ノ為メニ運上所ノ傭人等ヲ吟味スベシ右ハ偽  
リナク明白ニ所置スルヲ證スベシ  
コンシユル及ビ司長ニテ相當ト思フトキハ運上所  
ニテ出會スル其代人ヲ命ジ得ベシ其時ニ至リ吟  
味ノ順序ハコンシユル及ビ司長自ラ其席ニ列スル  
ト同様タルベシ

第三則

吟味ヲ受ル者共ノ申口ハ成ルベキ丈ケ委細ニ書  
記スベシ右書記セシ書面ハコンシユル及ビ司長ニ  
テ手記調印スベシ而シテ其席ヲ立テ司長ニテ施  
サントスル所置振ヲコンシユルニ報告スベシ若シ  
司長船又ハ荷物ヲ取上ント欲シコンシユル不同意  
ニテ上官ノ裁判ヲ請シコトヲ司長ニ報セシ上ハ  
コンシユルハ右申口ノ字ヲ公使ニ差出シ司長ハ北  
京ノ外國事務衙門ニ差出スベシ  
船又ハ荷物ヲ取上ゲガナルヲ得ガル旨ヲコンシユル

司長ト同意スルトキハ商人其事ヲ再々高官へ訴  
訟スル理ナカルベシ取押へシ船又ハ荷物ヲ運上  
所ニテ吟味ノ上差許ストモ又ハ北京ニ在ル兩國  
ノ高官裁判ノ後差許ストモ其時ニ至リ商人右ニ  
付決シテ償金ヲ求ムル理ナカルベシ

第四則

右一件ヲ高官ニ申出シ上其商人ノ方不理ト裁決  
アリシトキハ其船又ハ荷物ノ惣價ヲ相拂フベキ  
旨ノ證書ヲ商人ヨリ差出スコト勝手タルベシ右  
證書ヲコシテ印ヲ押シ司長ニ預ケシ上ハ司

長ヨリ取押へシ船又ハ荷物ヲ商人ニ戻スベシ且  
高官ニテ幾手ノ金拂方ヲ命ズル歟又ハ取押へシ  
品物ヲ不残取上ル歟其裁判次第ニテ商人拂方ヲ  
為スベシ

若シ商人要用ノ請合書ヲ差出ストヲ拒ムトキハ  
其船又ハ荷物ハ差留メ置クベシ然レドモ高官ノ  
裁判訴人ノ勝敗ニ拘ハラズ訴人償金ヲ求ムル理  
ナカルベシ

香港ノ外科及ゴ港預リ役ニテ守ルベキ  
病者水夫ヲ取扱規則

煩ヘル貧窮ノ水夫漸旅行ノ出来ル程ニ平愉シ又  
ハ其者交代ヲ要スル故外科ニテ其者ヲ本國又ハ  
他國ニ差遣ス一適宜ト思ヒ且其者旅行スルコト  
出来スルト考ノトキハ尤ノ規則ヲ守ルベシ

第一則

船便ヲ要スルモノハ外科ニテ各其姓名ヲ書記シ  
姓名録ヲ一週日則土曜日毎ニ港預リ役人ニ差出

スベシ中ニ其ノハ外科ニテ各其姓名ヲ書記シ  
第二則

右人負録ニハ姓名年齢國名病院ニ入りシ日并誰  
人ノ差圖ニテ病院ニ入りシ旨ト病症其病人医師  
ナクシテ旅行出来スベキヤ否先赴ク場所且何所  
迄其病者ニ衣類寢床等附与シアルヤノ旨記載ス  
ベシ

第三則

港預リ役人外科ヨリ右ノ書面ヲ受取りシ上ハ其  
病者共便船ノ手數ヲ為シ且乗船出帆日限凡ノ所

ラシウイ、ル、ホスロタル海軍附ノ病院ヲシウイ、ル、ホスロタルノ司長ニ速ニ指示スベシ若シ外科其船中ニ在ルトキハ其事ヲ告知スベシ

第四則

病人入用ノ衣類寢床等ハ港預リ役人ニテ手當スベシ外科ニテ薬入用ト思フトキハ外科ニテ是ヲ手當スベシ

第五則

港預リ役人ヨリ病院ニ在ル病人ヲ呼出シ且其者共ヲ船中ニ乗込マスルハ港預リ役人ノ引受ケタ

ルベシ

第六則

容体ヲ手輕ニ認メ病院司長ヨリ港預リ役人ニ差出スベシ其船中ニ外科アルトキハ其容体書ヲ外科ニ渡スベシ

第七則

政府ノ「シウイ、ル、ホスロタル」ニテ死去スル者アルトキハ其事ヲ直チニ政府ノ其引受人ニ報ズルハ司長ノ職掌タルベシ右引受人約定ニ載スル規則ニ基ツキ所置スベシ

第八則

便船スル命令狀ヲ鎮名閣下ニ調印ノ為メ差出ス  
トキハ外科ヨリノ書面ノ写ト港預リ役人ニテ保  
證シタルモノニテ右ニ付施シタル所置振トヲ添  
へ差出スベシ

支那旅客ヲ乗スル船出帆ノ支度スルトキハ  
丸ノ規則ヲ守ルベシ

第一則

右船ニハ丸ノ噸數等ニ基ヅキ小舟ヲ備へ置クベ

シ右ハ其事ニ関カル官員ニテ兼諾セシ事ナリ

二百噸以下ノ船ハ小舟二艘ヲ備フベシ

二百噸ヨリ四百噸迄ハ同三艘

四百噸ヨリ六百噸迄ハ同四艘

六百噸ヨリ一千噸迄ハ同五艘

一千噸ヨリ千五百噸迄ハ同六艘

千五百噸以上同七艘

但一艘ノライフボート困難ノ節人ヲ救フ  
ハ相當ニ尅建タルモノニシテ外一艘ハ長  
手ノ舟ナルベシ



第二則

不慮ノ事アル用意トシテ船中ニ少クトモライフ  
ブライズ海中ニ海中ニ落ル時ニツヲ備ヘ置クベシ

第三則

船中ニ龍吐水并其皮管ナキ船ハ出火ノ用意ニ水  
桶三ドセイ<sup>一</sup>ン<sup>一</sup>ドセイ<sup>一</sup>ン<sup>一</sup>ハ數ニ減セザル數ヲ備  
ヘ置クベシ

第四則

旅客ノ部屋ニ行ク船門ハ残ラズ九高サ六尺ノ堅  
固ナル屋根ニテ覆フベシ但シ夫レニ忘ズル夫ケ

空氣ノ通ヒヲ附ケ水ノ漏ラザル様ニ拵ユルベシ  
船門ハ嵐ノ外航海中閉ヅベカラズ

但婦人乗込ムトキハ男子ノ入口ヨリ隔テ  
別ニ入口ヲ設クベシ男女ノ部屋ハ引戸又  
ハ窓ナクシテ丈夫ニ板ヲ以テ仕切其部屋  
ヲ分ツベシ婦人ノ部屋ハ共ニ設ク其便所  
モ同様タルベシ

第五則

旅客ノ寢所并煮熱所便所等ハ何レモ堅固ニスベ  
シ米ヲ熱ク釜ハ毀レ易スキモノナレバ船司ニテ

西三ノ釜ヲ別ニ設ケ置クベシ

香港領内ニテ渡世ヲ許サレタル車馬、轎、及ビ轎夫傭賃錢ノ表

車ノ部

馬一足立ノ車 一日五ドルラル半日三ドルラ

馬二足立同 一日六ドルラル半日三ドルラ

馬一足立同 西洋一時ニ付一ドルラル

ル五十セント

馬二足立同 西洋一時ニ付一ドルラル五十

セント

馬ノ部

馬一足 一日三ドルラル

同 半日二ドルラル

同 西洋一時一ドルラル

轎ノ部

覆ロノアル轎 第六字ヨリ六字迄一ドルラル

五十セント

同 半日一ドルラル

同	三時七十五セント
同	二時五十セント
同	一時二十五セント
同	半時十二セント
竹ニテ組立タル轎	第六字ヨリ六字迄一ドルラル
同	三時五十セント
同	二時四十セント
同	一時二十セント
同	半時十二セント

轎夫ノ部

一人

一日三十六セント則三百六十文

同

半日二十セント則二百文

同

西洋一時八セント則八十文

但夜分ハ右ノ賃錢ニ十セントノ増ヲ拂フベシ

東洋記事卷之二終

瀧澤老舖鐫

書

林

京三條通升屋町

大阪心齋橋南一丁目

同南久室町

東京横山町一丁目

同日本橋一丁目

同二丁目

同横山町三丁目

同芝神明前

同

出雲寺文治郎

敦賀屋九兵衛

伊丹屋善兵衛

出雲寺萬治郎

須原屋茂兵衛

山城屋佐兵衛

和泉屋金右衛門

岡田屋嘉七

内野屋彌平治



